

P6-4 通所リハビリテーションから就労継続支援 B 型への勧め

○鍛治 実(OT)

赤穂市立介護老人保健施設

Key word：就労支援，通所リハビリテーション，介護保険

【はじめに】近年，疾患別リハビリテーション料（算定期限の設定）が新設されて以降，通所リハビリテーション（以下，通所リハ）を含めた介護保険サービスに対して脳血管疾患などを有する比較的若い利用者が増えてきている。こういった利用者は，病院で受けてきたような機能訓練に固執する傾向が強く，居宅サービス計画においても機能訓練に偏ったプランになっていることが少なくない。平成27年4月から平成30年11月の間に当通所リハにおいて，就労継続支援 B 型（以下，作業所）に4名移行したので，その取り組みについて考察を交え報告する。なお，事例本人，家族に対し，発表の趣旨と個人情報の匿名化を口頭にて説明し同意を得た。

【事例紹介】A氏は60歳代男性で左片麻痺（Brunnstorom Recovery Stage：上肢・下肢Ⅲ，手指Ⅱ），要介護度2であった。初回面接では「とにかく手を動くようにしてや。家族に迷惑かけないように自分の人生なんて諦めたわ」と発言があった。A氏が希望する上肢機能訓練と並行して，A氏が自信を取り戻すために，適当な社会資源を探すこととした。そして，グラウンドゴルフに参加出来たことを契機に，これからの生活に意欲をみせるようになった。次に一家の主人としての自信の回復を目的に就労の提案を行ったところA氏も就労に意欲を示した。A氏の左上肢は廃用手に近い状態であったが右手の機能は良好であり，片手での作業が可能と評価した。作業所からその作業に必要な材料道具等一式を借り，当施設でその作業を実施し，作業遂行にほぼ問題がないと評価した。次に担当の介護支援専門員が同行して作業所に出向き，指導員から就労形態や一日のスケジュールなどの説明を受けた後，実際の環境下で一連の作業を行ない，事例を含めチームで「出来ること」を確認し利用開始となった。その後，本人希望にて通所リハの利用回数を減らし作業所の回数を増やした。また，「もらった給料で

奥さんに何か買ってあげたいけど，そうなると買い物に行くために何か交通手段を考えなあかん」と生活に意欲をみせる発言が聞かれた。

この取り組みをきっかけに，就労に関心のある利用者には，A氏の時と同様に当施設にてその作業遂行を評価した。さらにその際には，すでに作業所に通う先輩から作業の説明やアドバイスなどを受けた。A氏の後に3名の利用者が就労に繋がり，この4名全員が次の介護認定更新時には要介護度の改善を認めた。

【考察】今回の経験から，比較的若い男性利用者に対して就労支援は機能訓練への固執から脱却させ，一家の主人としての自信の回復とともに生活意欲の向上に繋がり，要介護度を改善させる可能性があると考えられる。そして，就労支援において作業療法士は対象者の言葉の裏にある気持ちを汲み取りながら，心身機能を評価し，その機能で作業遂行が可能かどうかの評価をすることが必要と考える。つまり，事前にその作業遂行を可能にする心身機能が保たれているかの評価と作業自体の作業分析をもとに自己効力感を高めるような働き掛けが重要であると考えられる。今回の経験を活かし今後も通所リハでの就労支援を促進していきたい。